

# 長崎県看護学会学術集会演題及び抄録原稿募集要領

## 1. 学術集会について（平成29年度学術集会）

- 1) メインテーマ 地域包括ケアを担う人づくり  
～自分らしい暮らしを支えるために看護職ができること～
- 2) 開催期日 平成29年8月19日（土曜日）
- 3) 開催場所 〒854-0072 長崎県諫早市永昌町23番6号  
ながさき看護センター（Tel.0957-49-8050）

## 2. 学術集会演題及び抄録発表原稿募集について

- 1) 発表形式 ※発表形式は希望にそえない場合があります。
  - (1) 「口演発表」と「示説」発表の2形式とする。  
「口演発表」： 発表時間は「7分」とする。（質問時間は3分とする）  
「示説発表」： 掲示ボードは、縦170cm×横85cm以内、発表時間は「5分」とする。

## 3. 参加資格および演題応募資格について

- 1) 長崎県看護協会学術集会へは、本会会員、非会員（他職種）、学生も参加可能。
- 2) 演題応募者は長崎県看護協会の会員に限る（ただし、看護職以外の共同研究者はこの限りでない）。
- 3) 看護職で発表を希望される場合には所定の入会手続きを行う。

## 4. 演題申し込みについて

- 1) 申込書等
  - (1) 研究発表申込書（様式1）に記載事項を記入し、学会委員会あて申し込む。
  - (2) 抄録応募原稿（以下「抄録原稿」とする。）は、「長崎県看護学会学術集会演題及び抄録作成要領」及び様式2を参考に、書式、文字数等を厳守の上作成する。
  - (3) 倫理上の配慮の中では、対象者へのプライバシー保護と共に、当該施設の倫理審査委員会等の承認を得ている事を明記する。
  - (4) 応募についてはテーマ、分野を問わない。
- 2) 送付方法について
  - (1) 郵送の場合
    - ①抄録応募原稿等応募書類を送付するときは、台紙を入れ折らずに送付する。
    - ②提出書類  
研究発表申込書・・・・・・・・・・1部  
抄録原稿（本原稿1部、選考用2部）・・・・3部  
抄録原稿提出チェックリスト・・・・・・1部
    - ③封筒の表に、「学術集会抄録応募原稿在中」と朱色で記載する。
    - ④送付先は、〒854-0072 長崎県諫早市永昌町23番6号  
長崎県看護協会 学会委員会宛とする。

## (2) メールの場合

①メールにて申し込みをする場合には、看護協会ホームページ

(<http://www.nagasaki-nurse.or.jp/society/index.html>) より

研究発表申込書、抄録原稿提出チェックリストをダウンロードする。

②必要事項を記入後、添付ファイルとして送信する。

③添付書類

- ・研究発表申込書・・・・・・・・・・1部
- ・抄録原稿（本原稿1部、選考用1部）・・・・2部
- ・抄録原稿提出チェックリスト・・・・1部

④送信時の件名は「平成29年度長崎県看護学会学術集会申し込み」とする。

⑤メールには、「テーマ、施設名、研究代表者名、電話番号、メールアドレス」を記載する。

⑥メール受信後に受信を確認したことを1週間以内に返信するので、必ずメールアドレスと代表者名を記載する。1週間経っても返信がない場合はお問合せ下さい。（学会事務局 TEL：0957-49-8050）

⑦送付先メールアドレス：[gakkai@nagasaki-nurse.or.jp](mailto:gakkai@nagasaki-nurse.or.jp)）

## 3) 申込期日について

(1) 申込期日は、平成29年3月22日（水）必着とする。

(2) 受付期間内に学会委員会あてに、簡易書留または宅配便・メールで送付する。

※ 必着:必ず受付期間内に届くよう送付方法を選択、確認の上送付する。

## 5. 抄録原稿の採否・発表形式の通知及び抄録採用原稿の再提出について

### 1) 抄録原稿の採否・発表形式の通知等

(1) 平成29年6月上旬予定とする。

### 2) 抄録採用原稿（以下「採用原稿」という。）の修正等

(1) 採用原稿のうち、査読所見に基づき指摘箇所の訂正や修正等を求める場合がある。

(2) 採用原稿のうち、発表形式の変更をする場合もある。

## 6. パワーポイントの使用について

1) パワーポイントの作成に当たっては、「長崎県看護学会学術集会パワーポイント使用要領を参照する。

(PowerPoint 2007、2010、2013で作成下さい)

2) 口演発表でパワーポイントを使用しない場合は、学会事務局へ事前に連絡する。

## 7. 受付できないもの

1) すでに他の学会や他誌へ投稿中のものや発表されたもの（施設内発表は可）。

2) 受付期間を過ぎて届いたもの。

3) 抄録作成要領に添って作成されていないもの。

## 8. 選考方法

1) 採否の決定は、提出された抄録を学会委員会で選考の上、長崎県看護学会長が決定する。

なお、提出された抄録は採否にかかわらず返却しない。

## 9. その他

1) 本要領を改訂又は廃止しようとする時は、学会委員会で協議の上変更することができる。